
地域脱炭素化促進区域の設定に係る 配慮基準案について

令和5年（2023年）10月12日（木）

令和5年度 第2回北海道環境審議会



1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら地域と共生する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再エネ事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再エネのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再エネ導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

2 都道府県基準の構成（振り返り）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」。）で示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

- ① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（以下「除外区域」。）
（規則第五条の四第2項第一号）

※ 除外区域に設定された区域は、市町村の促進区域に設定することができません

- ② 考慮対象事項**（規則第五条の四第2項第二号）

※ 考慮対象区域・事項に設定された区域・事項は、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合などに、市町村の促進区域に設定することができます（措置できなければ設定できません）

事項等	
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

- ③ 特例事項**（規則第五条の四第3項）

- ④ 適用除外**（規則第五条の四第5項）

基本的な考え方について

3 基本的な考え方（委員意見）（1）

「基本的な考え方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

☞ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系

基本的な考え方 I 恵をもたらす豊かな自然環境を保全のうち、視点・ポイントの「国際的に保護とされている保全地域の…」の原案では、過去の審議会でも過去に指摘したように、「**国際的に保護されるべきとされている**」とするべき。なぜなら、以下の理由で事務局の見解（「保護すべき」とすると現に保護されていないものも含まれ、対象が曖昧になる懸念があるため、「国際的に保護とされている」にしてはいかがか。」第1回親会資料103ページより）は妥当しない。1）原案では日本語の意味が通じない。2）「国際的に保護されるべきとされている」ものといのは、「現在保護されている」ものも含む。基本方針は一般的な方針を示すものなので、広くとるのが通常。3）そもそも「現在保護されている」ということの意味が不明である。

（児矢野委員）

児矢野委員も指摘されていますが、1番目の「国際的に保護とされている保全地域」は文章として違和感があります。「国際的に保護すべき保全地域」か、「**国際的に保護すべきとされる保全地域**」ではないでしょうか。

（武野委員）

[取りまとめ案]
国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系

[修正案]
保護を目的として国際的に指定されている保全地域の自然環境・生態系

[理由]
適切で明確な日本語にすべき。

（吉中委員）

3 基本的な考え方（委員意見）（2）

「基本的な考え方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

〔道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント〕

👉 文化的に維持してきた自然景観・資源

「恵をもたらす豊かな自然環境を保全」のうち、「文化的に維持してきた自然景観・資源」について、前回の審議会でも多くの委員が指摘したように、アイヌ民族を明示し、具体的には「**地域社会及びアイヌ民族により文化的に重要と考えられてきた自然及び文化的な景観・資源**」とするべきである。

その理由は、以下の通り。(i) 北海道に居住するアイヌ民族の文化の尊重については、アイヌ施策推進法という法律上の明文根拠がある（アイヌ施策推進法では、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」としてアイヌ民族を位置づけ、そのようなアイヌの文化を尊重するべきと明記しており、アイヌ民族、とりわけ北海道のアイヌ民族の文化は一般の地域社会の文化の中に還元され尽くされないことは法律も認めている）。

ゆえに、北海道の自治体は施策や措置の実施においてこの点に十分配慮するべきことは法律上の要請であり、この点を基本方針に明記することは正当かつ合理的である。

(ii) 国際的にも、生物多様性条約の関連議定書の関連規定では「地域社会及び先住民族の伝統地域」というように、両者を区別して並列して記載している。(iii) アイヌ民族の文化の尊重は、今や北海道の政策全体を通底する立場といえるだろう。基本方針としての明記は、そのことの確認である。(iv) これは基本方針であり、具体的な基準を示すものではないので、前回審議会で表明された事務局の懸念は妥当しない。

(児矢野委員)

「文化的に維持してきた」の省略された主語は、「道民が」のはずです。

その道民の多くが自覚なく先住民の文化的遺構や景観・資源を損ねてきたのは事実であり、史跡指定まではされていない祭祀の場などは存在していると思われます。

「地元で承知しているそのような場合は避けましょうね」という主旨を明確にする意味で、「**アイヌの人々をはじめ先人たちが文化的に維持してきた**」といった表現を追記してはいかがでしょうか。

(武野委員)

3 基本的な考え方（委員意見）（3）

「基本的な考え方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

〔道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント〕

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和
- ☞ 景観などの観光資源

基本的な考え方Ⅲとその視点・ポイントを、「Ⅲ 北海道の基幹…第一次産業、観光業などが有する重要機能を支える環境の保全」及び「第一次産業の健全な発展を支える環境の保全」「観光を支える環境の保全」とするべきである。なぜなら、既に小職が指摘したように、「第一次産業などが有する重要機能の保全」は、改正温対法に基づく都道府県基準案の設定趣旨に適合しない。第一産業や観光業それ自体の保護は改正温対法の目的ではないからである。あくまでも、第一次産業などが有する重要機能を維持することとの関連における環境の保全、というのが改正温対法の趣旨に適合する。

（児矢野委員）

委員意見を踏まえ、北海道環境審議会地球温暖化対策部会（以下「温対部会」）で審議された「基本的な考え方」（答申案）は、次のとおり。（前回取りまとめ案の修正箇所を朱書き。）

I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 国際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観・資源

II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

III 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 第一次産業の健全な発展を支える環境の保全
- ☞ 観光を支える環境の保全

温対部会答申案に対してご審議をお願いいたします。

**①除外区域及び②考慮対象事項への
振り分け方について**

5 ①除外区域への振り分け方（委員意見）

「①除外区域への振り分け方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

①除外区域への振り分け方（案）

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要な保全区域。

①除外区域の振り分け方（案）の「**保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって**」について、過去の審議会で、これは**限定的に過ぎるので削除すべき**であることは、再三指摘されており、異論は出ていない。審議会のメンバーではない事務局の判断により、改訂原案に審議会の意思が反映されていないのは、**手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）**なので、この点に関する是正を事務局に強く申し入れたい。（その他の委員の主な意見★も参照）。

（児矢野委員）

〔修正案〕

- (1) **地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域。** または、
- (2) **環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域であり、その範囲が明確な区域。**

（理由）スライド1にも記載されているとおり、促進区域は「環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定」「環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定」するものである。従って、環境保全上の重要性が特に高い区域は、「法令等で施設の設置が困難」「施設の設置に許認可が必要な保全区域」であるかどうかに関わらず、促進区域から除外すべきである。

また、保全対象となる区域が明確であることが重要であり、その明確さは「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域」とは限られないため「その範囲が明確な区域」というような表現に変更すべきである。（吉中委員）

①除外区域の振り分け方（案）の「**法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要**」は、過去の審議会で**削除すべき**であることは、再三指摘されており、異論は出ずその妥当性は確認されている。このような基準は法律上の要請であり当然なので、明記は不要だからである。

事務局の判断により、改訂原案に審議会の意思が反映されていないのは、**手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）**なので、この点に関する是正を事務局に強く申し入れたい。（その他の委員の主な意見★）も参照）。

（児矢野委員）

6 ①除外区域への振り分け方（温対部会での審議結果）

委員意見を踏まえた「①除外区域への振り分け方」（今回取りまとめ案）は、次のとおり。（前回取りまとめ案の修正箇所を朱書き。）

①除外区域への振り分け方（案）

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域。

【 検討が必要と思われる影響 】

「その範囲が明確な区域」の定義が不明確なため、環境保全区域の範囲が地番、メッシュ、目印など全ての区域が対象となり得ること、吉中委員修正案（1）、（2）いずれの振り分け方でも現在の配慮基準（案）に設定されている全ての区域（①除外区域・②考慮対象区域）が①除外区域に設定できる（設定され得る）ことになる。

そのため、道が①除外区域に設定した根拠、②考慮対象区域に設定した根拠の客観的かつ科学的な理由が判然とせず、市町村が除外と考慮の違いを理解することが困難になる。（十分な調査・検討が行われず、机上の形式的な対応になる可能性がある。）

例）重要里地里山の区域設定はない。が、EADASでは楕円形で線引きされているため明確な区域と解釈することができる。その結果、①除外区域と②考慮対象区域のどちらの要件も満たすことになり、どちらに設定すべきなのか、その設定根拠は何か、何処までが境界線なのかと意見が分かれる可能性がある。

〔 温対部会での審議結果 〕

審議を分かりやすくかつ具体的に進めていくために事務局から提案されたが、現在はその役目を全うしたと考えられるため、この表現などを審議せず、次の審議に移る。

7 ②考慮対象区域・事項への振り分け方

「②考慮対象事項への振り分け方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

②考慮対象事項への振り分け方（案）（前回）

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

【委員意見】

「考慮対象事項への振り分け方」は、日本語表現として適切ではない。「考慮対象区域への振り分け及び考慮対象事項の設定に関する考え方」が妥当だろう。
（児矢野委員）

委員意見を踏まえた「②考慮対象事項への振り分け方」（今回取りまとめ案）は、次のとおり。（修正なし。）

②考慮対象事項への振り分け方（案）（今回）

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

〔温対部会での審議結果〕

審議を分かりやすくかつ具体的に進めていくために事務局から提案されたが、現在はその役目を全うしたと考えられるため、この表現などを審議せず、次の審議に移る。

①除外区域と②考慮対象事項について

8 「区域の分け方」に対する委員意見

* 動物の生息地の点から、除外すべき区域または配慮を要する区域について

(案) 生物多様性の高い環境の指標種となるような種、とくに保護増殖事業対象種のような希少種については、潜在適地マップを利用(作成、更新)して、**生息確率の高い(利用確率50%以上など：要検討)の区分は促進区から除外、あるいは風力、太陽光、地熱発電事業では除外、もしくは配慮の必要な区域として、生息確率の高い地区で事業を計画する場合の配慮事項として適切な保全が担保できるレベルのきめ細かな基準を明記することを提案します。**

(提案の背景) 将来にわたり保全すべき、生物多様性の高い環境の指標種となる種の生息環境の維持保全は、北海道として非常に重要である。とくに対象種が保護増殖事業の対象とされているような希少種の場合は、将来的な移動分散先の潜在生息環境も含めた保全が必要と考えられる。

具体的な対象種の例として、タンチョウとシマフクロウでは既に公表された潜在適地マップがあり、利用も可能ではないかと思えます。

以下を参照してください。

[タンチョウ] Masatomi and Masatomi (2018) Ecology of the Red-crowned Crane and Conservation Activities in Japan の Fig 6.10

In: Biodiversity Conservation Using Umbrella Species. Blakiston's Fish Owl and the Red-crowned Crane.

[シマフクロウ] 吉井ほか(2017) 動的分布モデルを用いたシマフクロウの 個体群再生計画下における分布拡大予測の図3. 保全生態学研究22 :105-120 (2017) (白木委員)

[温対部会での審議結果]

潜在適地マップなどは、現在も研究中であり、研究結果や情報が更新されるとマップも更新される。また、マップを公表することで希少種の乱獲に繋がるおそれがあることから、将来的な課題として意見を附帯する。(41ページ参照)

環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を、道基準に明記すべきことについて。

環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略に鑑みて、従来配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を、道基準に明記すべきことは、審議会で再三確認されている。また、このことは、環境省発出の諸文書（例えば、各都道府県知事宛ての環境省総合環境政策統括官からの発出文書「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（環政計発2204017号、令和4年4月1日））においても、明示されている（「都道府県基準を定めるにあたっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素推進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を占めることが重要になる。」）。以上の点からは、少なくとも原案からは下記の事項が抜けているので、入れるべき。1) 事業実施予定地について複数案を示し、それぞれについて環境影響に関する検討の経緯を示すこと。2) 想定される予測の不確実性の程度等について、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること。なお、親会で決定されたように（上記②参照）、以上の観点から原案が適合的なものになっているかについて、改訂案は厳密に検討されるべきであり、アセス審の具体的な意見を照会すべき。

（児矢野委員）

〔 温対部会での審議結果 〕

「北海道環境影響評価審議会及び庁内関係部局に配慮書段階での環境影響評価の視点で照会し、その結果を基準に盛り込んでいること」「促進区域の設定のように事業実施予定地を広域で設定すれば、複数案の検討を満たしたことになること」「配慮書の段階では施設規模などが不明なため不確実性は分からないこと」を踏まえたものと確認した。

累積的影響が考慮事項に入っていない点について、**累積的影響を明示的に考慮事項に含むべき**ことは、審議会で再三確認されている。ゆえに、改訂案はこの観点から再考を要する。事務局の判断により部会における審議の結果が改訂案に反映されていないのは、**手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）**なので、この点の是正について事務局に強く申し入れたい。（「その他」についてその他-No.3）も参照）。さらに、以上のことは、環境省発出の諸文書（例えば、各都道府県知事宛ての環境省総合環境政策統括官からの発出文書「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（環政計発2204017号、和4年4月1日））においても、今般の改正温対法における都道府県基準の効果的な役割として、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても一定の配慮が可能になることが期待される旨、明記している。ゆえに、累積的影響を考慮事項から外すという立場は、改正温対法の趣旨に適合しない。

（児矢野委員）

〔 温対部会での審議結果 〕

「北海道環境影響評価審議会でも長期にわたって検討しているが明文化できていないこと」といった意見が出たことから、意見を附帯した。（41ページ参照）

【委員意見】

市町村行政区域の全域が除外区域となってしまう場合の措置については、審議会の場合でも何度か申し上げていますが、市町村全域が何らかの自然保護地域等に指定されているとすれば、それはその市町村の自然環境が非常に優れているということ、自然環境や生物多様性から様々な恩恵を受けていることを表しており、そのような優れた自然環境、生物多様性を保全することは、当該地域に特に長期的な視点では大きな便益をもたらすことになる。

この観点からは、市町村全域が除外区域になったとしてもむしろ当該市町村には大きな不利益は生じず、むしろプラスに作用することが期待される。

一方で、当該市町村の住民の間で、現在自然環境から受けている恩恵を手放したい、むしろ短期的な経済的利益を得たいという合意形成がなされることもあり得るのだから地域の裁量を残すべきというのであれば、例えば「市町村全域が「自然公園区域」、「鳥獣保護区」又は「KBA」に指定されている市町村については、「自然公園の普通地域」、「鳥獣保護区の特別保護地区以外の地域」及び「KBA」は除外区域として取り扱わず考慮対象区域として取り扱うこととするが、促進区域の設定に向けての検討にあたっては、これら自然環境の保護を目的とした区域の指定目的・趣旨を踏まえ、極力促進区域からは除外するよう努めるものとする」といった「特例」を設けることを検討されてはいかがか。

（吉中委員）

次ページ以降の具体的な区域と合わせて
検討が必要

国立公園、国定公園及び 北海道立自然公園について

国立公園、国定公園及び北海道立自然公園については、特別地域だけではなく**全域を除外区域とすべき。**

理由：2022年9月に提出した意見の通り法律・条例に照らして自然公園区域と促進区域とを重複させることは適切でない。

また、北海道の国立公園の普通地域における植生自然度別の面積について、自然環境保全基礎調査の結果を元にGISを用いて算出したところ暫定値であるが以下の結果を得た。

このことから、北海道の国立公園では普通地域においても特別地域と同様に植生自然度が高い場所（植生自然度8・9・10）が多いことが明らかであり、環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域と言える。

以上のことから、自然公園区域はその全域を除外区域とすべきである。
なお、国定公園、道立自然公園についてはまだ算出ができていない。

北海道内の国立公園の地種区分別・植生自然度別面積割合（暫定値）

地種区分	植生自然度 (% of total)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別保護地区	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.3%	73.6%	24.1%
第1種特別地域	0.1%	0.2%	0.0%	0.5%	3.5%	1.4%	0.1%	1.9%	83.6%	8.7%
第2種特別地域	0.6%	1.6%	0.0%	2.0%	1.7%	5.3%	1.1%	2.2%	78.1%	7.3%
第3種特別地域	0.1%	1.4%	0.1%	5.5%	2.5%	7.3%	0.3%	1.2%	79.6%	2.0%
普通地域	0.6%	5.6%	0.1%	2.6%	0.8%	21.9%	1.0%	2.5%	62.6%	2.2%

植生自然度図（縮尺 1 / 5万）

- 10, 自然草原
- 09, 自然林
- 08, 二次林（自然林に近いもの）
- 07, 二次林
- 06, 植林地
- 05, 二次草原（背の高い草原）
- 04, 二次草原（背の低い草原）
- 03, 農耕地（樹園地）
- 02, 農耕地（水田・畑）
- 01, 市街地
- 00, 不明区分

- ・ 二次林とは、その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、その後自然に再生した森林
- ・ 二次草原とは、火入れや放牧など人が関係することで維持される草原

【 検討が必要と思われる影響 】

- 市町村行政区域の全域が**①除外区域**になり、地域脱炭素化促進事業制度を活用できない市町村が発生する。
- ②**考慮対象事項に設定されている区域は、市町村の協議会などで促進区域に設定するかしないかを協議することになるが、**市町村や住民などが協議して合意形成を図る機会を喪失することになる。**
- ①**除外区域に設定しても再エネ事業を規制することはできないため、現状と変わらず**事業者主導で事業実施場所が選定され、事業が実施されることになり得る。**

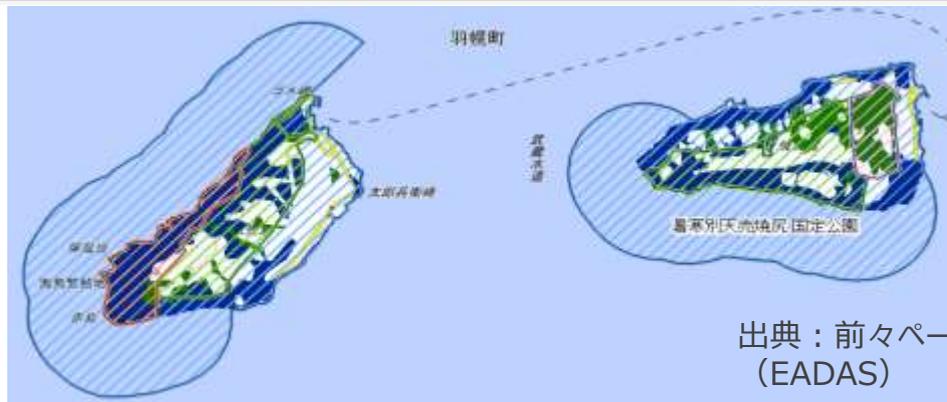
先の表では**道内の国立公園の普通地域も植生自然度が高い（植生自然度9・10で65%）**ため全域を除外区域にすべきとのことだが、次いで高いのが植生自然度6（常緑針葉樹等の植林地）の21.9%、その次が植生自然度2（畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地）5.6%であることから、65%をもって自然度が高い、**全ての範囲を除外として良いものか割合の基準・根拠を明確に説明できるようにする必要がある。**

植生自然度の調査結果は、第5回調査（平成6～10年度）の1/5万が最新であり、第6回（平成11～16年度）・第7回調査（平成17年度～）は**現在も調査中のため、最新情報が平成11年（24年前）**となる。

【 温対部会答申案 】

国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域、及び普通地域で（環境影響評価で考慮している）植生自然度9及び10の地域を、除外区域に設定。

ただし、普通地域の植生自然度は9以上の区域で良いか、8以上の区域にするか環境審議会でご審議いただきたい。



出典：前々ページと同様 (EADAS)



鳥獣保護区について

13 鳥獣保護区の構成

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(鳥獣保護法)

国指定鳥獣保護区

(② その他地区)

① 特別保護地区

道指定鳥獣保護区

(④ その他地区)

③ 特別保護地区

No.	区域名	建築物その他の工作物の設置		
		法	行為許可取扱要領	備考
①	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
②	(その他地区)	—	—	(規制なし)
③	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
④	(その他地区)	—	—	(規制なし)



鳥獣保護区の一例

出典：〔国指定〕環境省自然環境局生物多様性センター〔自然環境調査Web- GIS〕の国指定鳥獣保護区区域等のページから、取得したシェープファイル/環境省自然環境局野生生物課提供の平成27年6月1日から令和元年11月1日までに変更、新規指定があった国指定鳥獣保護区の計画書、区域図、新規指定・変更後区域のシェープファイルを使用して、前述のシェープファイルを加工（EADAS）

出典：〔都道府県指定〕都道府県の鳥獣保護区所管部署から提供を受けた「ハンターマップ（令和元年度）」、「鳥獣保護区区域図（令和元年度）」、「鳥獣保護管理事業計画書」（EADAS）

14 鳥獣保護区の扱い

【委員意見】

鳥獣保護区は、特別保護地区だけではなく**全域を除外区域とすべき**。

理由：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条に基づき「鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき」に指定するものであり、促進区域との重複は適切でない。
(吉中委員)

【検討が必要と思われる影響】

室蘭の工業地帯近郊といった人が居住し、開発されている区域や、島の全域若しくは島・行政区域の大半が**①除外区域になる市町村が発生する**。

【温対部会答申案】

(国・道指定) 鳥獣保護区内の特別保護地区、及び特別保護地区以外で(環境影響評価で考慮している) 植生自然度9及び10の地区を、除外区域に設定。

ただし、特別保護地区以外の植生自然度は9以上の区域で良いか、8以上の区域にするか環境審議会でご審議いただきたい。

